平成２３年（フ）第３７４号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目22番17号　浅間荘105
債務者　三関　　清
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２７号
埼玉県川越市大字山田2048番地２　メゾンベールＡ103号室
債務者　岸　　正昭
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３５号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　２―105
債務者　坂本　和磨
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４７４号
埼玉県狭山市大字水野988番地の２
債務者　川口加奈子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８７号
埼玉県所沢市小手指南２丁目13番地の３
債務者　本柳　一昌
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９８号
埼玉県日高市大字高萩167番地１　ハイム大丸101
債務者　相原三子男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６１２号
大阪市平野区喜連東５丁目16番22―402号
債務者　日根野正人
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６４号
大阪府箕面市新稲６丁目16番41―103号
債務者　金江　和雄
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４８号
大阪市鶴見区今津南３丁目１番８―1202号
債務者　芋高由可里
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５２号
大阪市平野区長吉長原東１丁目９番６―703号
債務者　国生　義竹
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４８号
大阪市平野区喜連東５丁目１番11―209号
債務者　大山　健一
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８４号
大阪府守口市藤田町１丁目52番５号
債務者　田中　直子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５９２号
大阪市此花区酉島３丁目20番24号
債務者　新垣百合子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２０号
大阪府門真市東田町18番６―303号
債務者　渡真利道子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４２号
大阪府八尾市光南町２丁目２番２号　藤幸ハイツ108号
債務者　安藤美登里
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１０号
大阪市住吉区我孫子東１丁目２番２―405号
債務者　國場　和美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４３号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番３―204号
債務者　石川　勝己
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６６号
大阪府高槻市登町21番Ｂ35―203号
債務者　丸谷　　達
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部